

富士市新環境クリーンセンター建設事業に係る都市計画原案の概要 〔ごみ焼却場の変更（追加）について〕

発行 平成 24 年 9 月
富士市廃棄物対策課／都市計画課

1. 都市計画決定（変更）とは

ごみ焼却場は、建築基準法第 51 条により「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされており、都市計画法第 11 条の「都市施設」として、名称、位置、区域、面積を定めることとされています。

都市計画として決定することを『都市計画決定』と言い、ごみ焼却場は、都市計画決定がなされた区域内に設置することが原則となります。

※都市施設とは

「都市施設」とは、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な都市の骨格を構成するもので、道路、公園、下水道などがこれにあたります。都市施設のうち、都市計画決定されたものを「都市計画施設」といい、新環境クリーンセンターは、「ごみ焼却場」となります。

※変更とは

現環境クリーンセンターは、「1号富士市ごみ焼却場」として都市計画決定されています。

これに続き、新環境クリーンセンターを新たに追加決定することになるため、都市計画法の手続きでは、「ごみ焼却場の変更」となります。

現環境クリーンセンター（1号富士市ごみ焼却場）は、新環境クリーンセンターが稼働するまで、そのまま稼働します。

2. 都市計画決定されるとどうなるの？

都市計画決定がなされると、決定された区域内には基本的に、決定された都市施設関連以外の建築物の設置はできません。

なお、都市計画決定は、計画的な位置づけを明確にするものであり、事業決定（事業着手）するというものではありません。

3. 都市計画の図書等

※都市計画図書とは

都市計画図書は、計画書、理由、変更理由、総括図、計画図からなり、都市計画決定後に永久縦覧されます。

「計画書」は、都市施設の種類、名称、位置、面積を示したものです。「理由」は、都市計画を定めた理由を付したもので、「変更理由」は、施設更新の必要性を示しています。

「計画図」は、計画決定する区域を示したもので、区域の境界を詳細に説明するものです。

「総括図」は、都市計画決定の区域や位置を示したものです。

(1) 計画書

都市計画ごみ焼却場に 2 号富士市新環境クリーンセンターを次のように追加する。

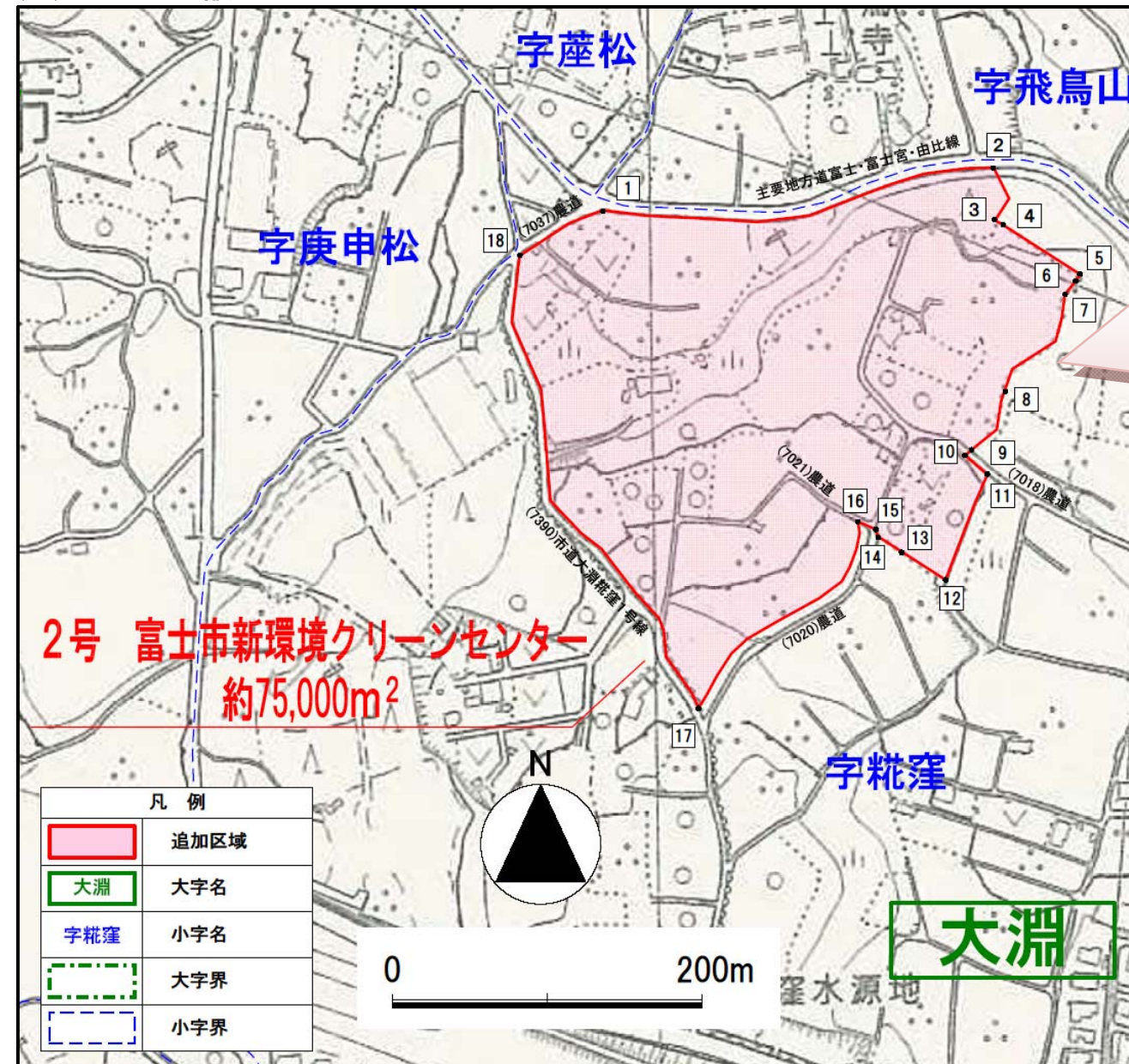
番号	名称 ごみ焼却場名	位置	面積	備考
2	富士市 新環境クリーン センター	富士市 大淵字糶窪	約 75,000m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

(2) 理由

一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔に保ち、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、ごみ焼却場を本案のとおり変更するものである。

(4) 計画図（縮尺は任意）



2号 富士市新環境クリーンセンター
約75,000m²

凡 例	
	追加区域
	大淵 大字名
	字糶窪 小字名
	大字界
	小字界

(3)変更理由

富士市内から排出される可燃ごみは、有効利用している剪定枝を除き、現環境クリーンセンターで全量焼却しています。当該施設は稼働してから 25 年以上が経過しており、施設の更新は極めて緊急性の高い課題となっています。

そのため、高い環境保全性と安全性を備え、さらに、資源を回収・リサイクルする機能、ごみ焼却により発生する余熱の有効利用、環境学習機能、環境啓発機能など、多様な役割や機能を有し、循環型社会の形成に向けて中心的な機能と役割を有する、新しいごみ焼却施設の建設が必要となりました。

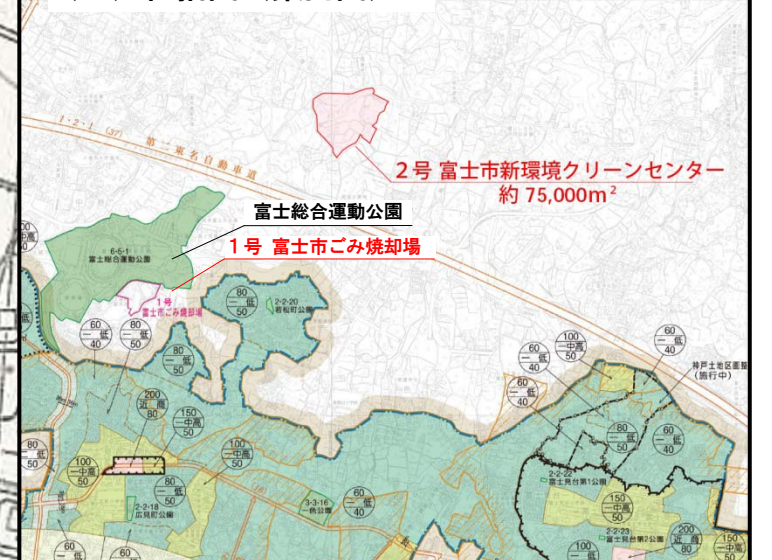
新しいごみ焼却場の建設予定地は、平成 15 年 9 月に地形、地盤等の土地条件、近隣の土地利用状況、周辺環境調査結果等を踏まえ、効率性、実現可能性、防災性などの観点から総合的に比較検討し、大淵字糶窪地先を選定しました。

以上のことから、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔に保ち、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、ごみ焼却場を本案のとおり変更するものです。

都市計画決定の区域はどのように設定？

- 北側 1～2 は、主要地方道富士・富士宮・由比線の境界を区域界としました。
- 東側 2～14 は、基本的に土地の境界を区域界としました。
- 南側 14～17 は、改良する農道の境界を区域界としました。
- 西側 17～1 は、市道大淵糶窪 1 号線の境界、農道の境界を区域界としました。

(5) 総括図（案内図）



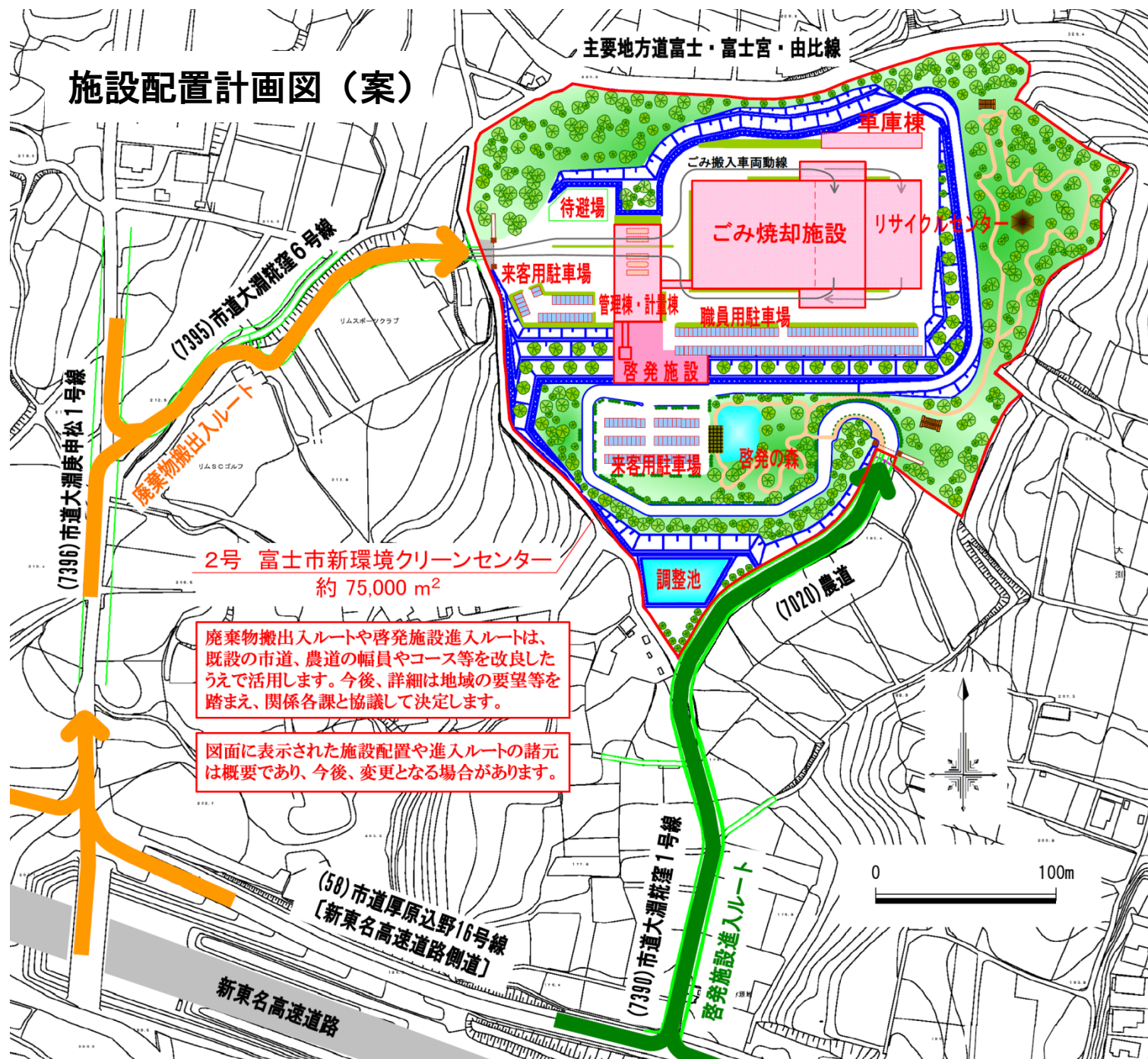
4. 施設配置計画（案）

(1) 計画区域への進入ルート

- ・ 廃棄物の搬出入ルートを分散化するため、市域の中央を東西に貫く新東名高速道路側道を活用します。
- ・ 廃棄物搬出入車両は、側道、主要地方道富士・富士宮・由比線から、市道大淵庚申松1号線、市道大淵糺窪6号線を経由して敷地に至ります。
- ・ 市民の方々が啓発施設を活用するためのアクセスは、側道から市道大淵糺窪1号線、農道とし、廃棄物の搬出入ルートと分離します。

(2) 敷地造成計画・施設配置計画

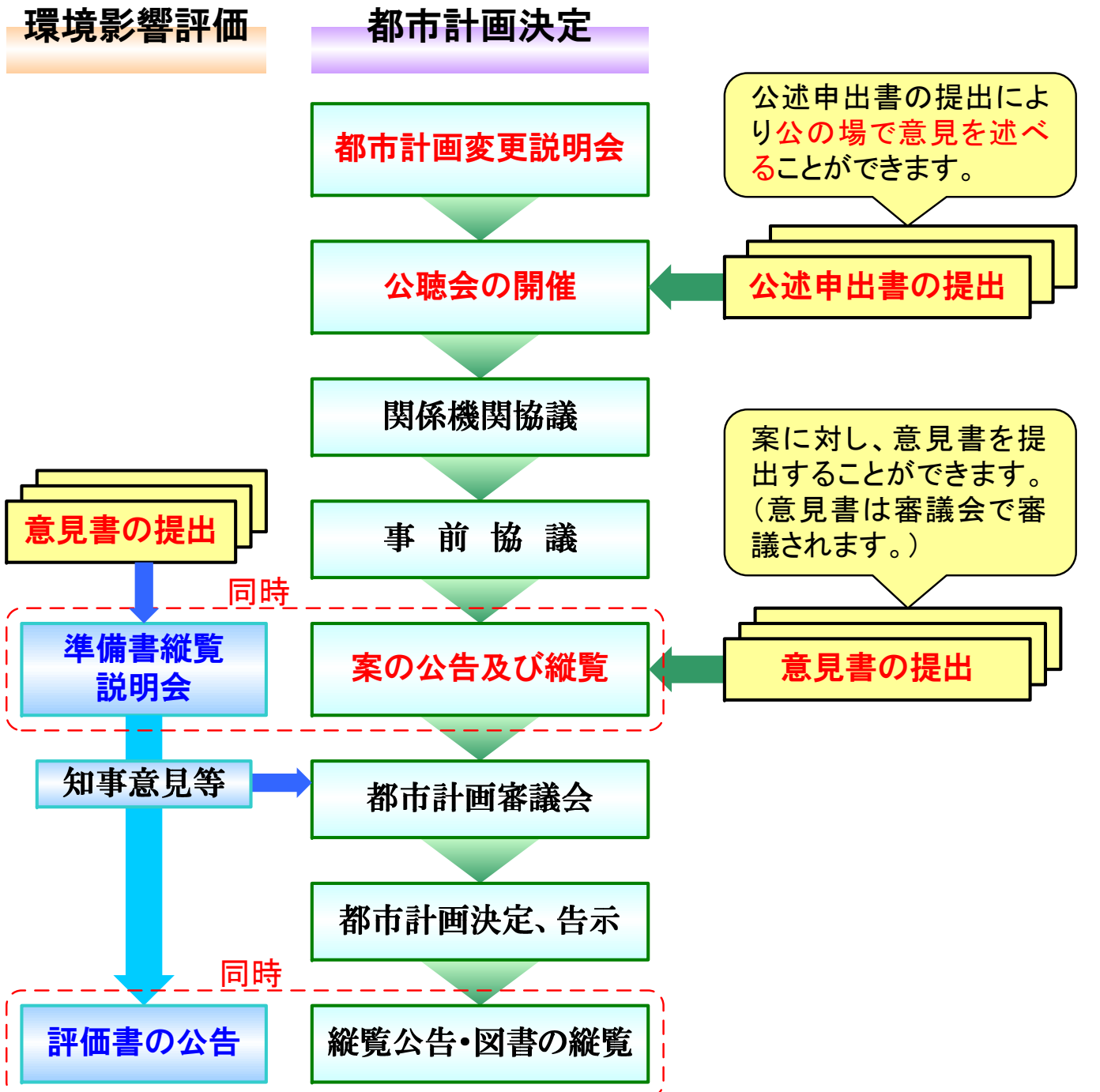
- ・ 当該地の地形を最大限に活用し、2段の敷地を創出します。
- ・ 敷地の上段には、堅牢な岩盤を有するためごみ焼却施設を配置し、安全な車両動線のため時計回りの場内道路等を焼却施設の周囲に配置します。
- ・ 敷地の下段には、環境教育、環境啓発の拠点となる啓発施設を配置します。啓発施設の周囲には、地域の自然を再現した啓発の森（ビオトープ）を配置します。
- ・ 敷地の東側・外周には、造成森林や緑地を配置することで、周囲からの景観に配慮するとともに、地域の環境の維持を図ります。



5. 都市計画決定のスケジュール

都市計画決定の手続きは、環境影響評価の手続きと同時を進めることが決められています。今後、都市計画の案に関しては、「公聴会」や「案の公告及び縦覧」において皆様の意見を頂き、都市計画審議会で公正・公平な立場から審議がなされます。

日程は、「広報ふじ」ならびにウェブサイトでお知らせします。



<問い合わせ先>

○建設事業に関すること

富士市 環境部 廃棄物対策課 新環境クリーンセンター建設準備室
TEL : 0545-55-2913 / FAX : 0545-51-0522 / E-mail : ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp

○都市計画決定の手続きに関すること

富士市 都市整備部 都市計画課
TEL : 0545-55-2786 / FAX : 0545-51-0475 / E-mail : toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp